

運 航 基 準

第 1 章 目 的

第 2 章 運航可否判断

第 3 章 船舶の航行

大分第一ホーバードライブ株式会社

第1章 目 的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、大分港～大分空港航路その他の弊社運航航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

なお、波高を除く以下の条件は陸上・海上を問わず同様である。

気象・海象 港名	風 速	波 高	視 程
大分港及び大分空港その他	1 0 m/s 以上	1.5m 以上	1,000m 以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風 速	波 高	視 程
1 0 m/s 以上	1.5m 以上	1,000m 以下

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更等の適切な措置をとらなければならない。また、操船

要領書に記載の波高に応じた最大速力の制限を遵守し、波高により最大速力が制限される状況になった場合は、減速航行等を行わなければならない。

なお、波高及び波浪を除く以下の条件は陸上・海上を問わず同様である。

- 2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動揺は、次に掲げるとおりである。

風 速	波 浪	動 揺
10m/s 以上 (船首尾方向の風を除く)	波高 1.5m 以上又は うねり階級 2 以上	横揺れ 20 度以上

- 3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転の措置をとらなければならない。

風 速	波 高
10m/s 以上	1.5m 以上

- 4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダーの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止の措置をとらなければならない。

視 程
1,000m 以下

（入港の可否判断）

- 第 4 条 船長は、入港予定地港内の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での待機その他の適切な措置をとらなければならない。

なお、波高を除く条件は陸上・海上を問わず同様である。

気象・海象	風 速	波 高	視 程
港名			
大分港及び大分空港その他	1 0 m/s 以上	1.5m 以上	1,000m 以下

（運航の可否判断等の記録）

- 第 5 条 運航管理者（運航管理者代行を含む。本基準において以下同様。）及び船長は、気象情報（予報）、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の

内容を運航可否判断連絡書、運航中止指示書及び航海日誌に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。

第3章 船舶の航行

(航海当直配置表)

第6条 次に掲げる配置は、標準配置表に定めるところによる。

- (1) 出入港配置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 狭視界航海当直配置
- (4) 荒天航海当直

(運航基準図)

第7条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点及び終点の位置並びに相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 標準運航時刻（起点及び終点の発着時刻）（運航ダイヤを別表で記載）
- (4) 通航船舶、漁船等により通常、船舶が輻輳する海域
- (5) 船長が運航管理者と連絡をとるべき地点
- (6) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (7) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 船長は、基準経路、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。また、これらのうち、必要と認める事項をGPSプロッターに表示するものとする。

(基準経路)

第8条 基準経路は、運航基準図に記載のとりの経路とする。

- 2 船長は、気象・海象等の状況により、基準経路以外の経路を航行しようとするときは、事前に運航管理者（運航管理補助者を經由することを含む）と協議しなければならない。但し、緊急の場合等であって事前に協議できないときは、速やかに変更後の経路を運航管理者（運航管理補助者を經由することを含む）に連絡するものとする。
- 3 運航管理者は、前項の協議又は連絡を受けたときは、当該経路の安全性について十分検討し、必要な助言又は援助を与えるものとする。

（速力基準等）

第 9 条 速力基準は、次表のとおりとする。

速力区分	速 力	毎分機関回転数
排水型航行	0 ～ 4 ノット	800rpm
浮揚 ハンプ有	0 ～ 1 2 ノット	1,800rpm
浮揚 移行速力	1 2 ～ 1 5 ノット	1,800rpm
浮揚 巡航速力	4 0 ノット	1,800rpm
浮揚 最大速力	Baien 46.2 ノット	1,800rpm
	Banri 46.1 ノット	
	Tanso 46.1 ノット	

- 2 船長は、速力基準表を操舵室内の操作する位置から見やすい場所に掲示しなければならない。
- 3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を操縦室に備え付けなければならない。

（船長の甲板上の指揮）

第 10 条 船長は、航海中、甲板にあって自ら船舶を指揮しなければならない。

（航行上の留意事項）

第 11 条 船舶は、漁労中の漁船に十分注意し、十分に安全な距離を維持して航過しなければならない。

（連絡方法）

第 12 条 船長と運航管理者又は運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

	区 分	連 絡 先	連 絡 方 法
(1)	通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している地点を管轄する本社又は営業所	携帯電話 衛星船舶電話
(2)	緊急の場合	本社又は営業所	携帯電話 衛星船舶電話

(到着連絡等)

第 13 条 船長は、到着前の最終定点（大分港発大分空港行の場合は基準経路③の白石鼻沖で入港約 10 分前、大分空港発大分港行の場合は、基準経路②の旧別府湾 4 号灯浮標位置で入港約 7 分前、別府湾周遊航路の場合は、帰路における基準経路の旧別府湾 4 号灯浮標位置で入港約 10 分前、大分空港周辺周遊航路の場合は、基準経路③の反転位置で入港約 11 分前）航過連絡時に、運航管理者（運航管理補助者を經由することを含む）に到着予定時刻を連絡するものとする。

2 前項の連絡を受けた運航管理者（運航管理補助者を含む）は、船長に次の事項を連絡するものとし、必要と認める事項については引き続き連絡するものとする。

- (1) 発着場の使用船舶の有無
- (2) 発着場付近の停泊船舶及び航行船舶の状況
- (3) 発着場付近の風向、風速、視程、波浪（風浪、うねりの方向、波高）
- (4) その他操船上の参考となる事項

(機器点検)

第 14 条 船長は、到着前、防波堤（大分港）又は水路（大分空港）の手前 0.5 海里以上の安全な海域において、推進プロペラ翼角の作動、操舵機能等の点検を実施する。一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第 15 条 船長及び運航管理者は、基準航路変更に関して協議を行った場合は、気象状況（予報）、措置及び協議内容を運航管理日誌及び航海日誌に記録する

ものとする。

運航基準表（一般旅客定期航路及び旅客不定期航路）	添付
基準経路（一般旅客定期航路及び旅客不定期航路）	添付

附則

この基準は令和 6 年 1 1 月 2 0 日から実施する。

令和 年 月 日 改訂

運航基準表

基準経路（南航： 大分空港発、大分港行）

	変針点 位置	距離 海里・m	針路	所要 時間	速力	機関 回転数
起点	大分空港発着場（浮揚開始）					
	大分空港陸上玄関口南方 概位 33-28.60N 131-44.00E	0.30nm (550m)	陸走路 <VAR.>	2.0 分	VAR	1400～ 1500 rpm
⑤	大分空港斜路口中央					
	大分空港斜路口海岸線中央部 概位 33-28.27N 131-44.05E	0.35nm (648m)	<186>	1.0 分	20kt	1800 rpm
④	大分空港滑走路南西端西沖					
	南西端から <270> 0.05nm(95m) 概位 33-27.90N 131-44.00E	3.7nm (6852m)	<176>	5.6 分	40kt	1800 rpm
③	白石鼻沖					
	白石鼻灯台から<090> 2.1nm 概位 33-24.12N 131-44.33E	10.0nm (18520m)	<230>	15.0 分	40kt	1800 rpm
②	旧別府湾 4 号灯浮標位置					
	大分港西大分地区東防波堤灯台か ら<000> 2.7nm 概位 33-17.80N 131-35.19E	2.7nm (5000m)	<180>	4.6 分	35kt	1800 rpm
①	大分港西大分泊地防波堤					
	西大分泊地出入口 概位 33-15.08N 131-35.19E	0.25nm (463m)	<VAR.>	1.2 分	12kt	1800 rpm
(FF)	大分港斜路軸線					
	西大分泊地内 概位 33-14.91N 131-35.41E	0.15nm (278m)	<VAR.>	1 分	VAR	1800 rpm
終点	大分港発着場（着地）					
	大分港西大分泊地東岸 概位 33-14.98N 131-35.57E					
合計		17.45nm (32311m)		30.4 分	34.4 kt	

VAR.：Variously（状況に合わせて適宜） 速力調整手段：推進プロペラ可変翼角

終点斜路登攀時の速力は、潮汐や自重さらに風向風速その他に合わせて調節すること。

大分空港陸走路は、自重や風向風速その他を考慮して十分な微速で徐行すること。

基準経路（北航： 大分港発、大分空港行）

	変針点 位置	距離 海里・m	針路	所要 時間	速力	機関 回転数
起点	大分港発着場（浮揚開始）					
	大分港西大分泊地東岸 概位 33-14.98N 131-35.57E	0.15nm (278m)	<VAR.>	1.0 分	VAR	1800 rpm
(FF)	大分港斜路軸線					
	西大分泊地内 概位 33-14.91N 131-35.41E	0.25nm (463m)	<VAR.>	1.2 分	12kt	1800 rpm
①	大分港西大分泊地防波堤					
	西大分泊地出入口 概位 33-15.08N 131-35.19E	2.7nm (5000m)	<000>	4.0 分	40kt	1800 rpm
②	旧別府湾 4 号灯浮標位置					
	大分港西大分地区東防波堤灯台か ら<000> 2.7nm 概位 33-17.80N 131-35.19E	10.0nm (18520m)	<050>	15.0 分	40kt	1800 rpm
③	白石鼻沖					
	白石鼻灯台から<090> 2.1nm 概位 33-24.12N 131-44.33E	3.7nm (6852m)	<356>	6.3 分	35kt	1800 rpm
④	大分空港滑走路南西端西沖					
	南西端から <270> 0.05nm(95m) 概位置 33-27.90N 131-44.00E	0.35nm (648m)	<006>	1.4 分	15kt	1800 rpm
⑤	大分空港斜路口中央					
	大分空港斜路口海岸線中央部 33-28.27N 131-44.05E	0.30nm (550m)	陸走路 <VAR.>	2.0 分	VAR	1400～ 1500 rpm
終点	大分空港発着場（着地）					
	大分空港陸上玄関口南方 概位 33-28.60N 131-44.00E					
合計		17.45nm (32311m)		30.9 分	33.9 kt	

VAR.：Variously（状況に合わせて適宜） 速力調整手段：推進プロペラ可変翼角
 終点斜路登攀時の速力は、潮汐や自重さらに風向風速その他に合わせて調節すること。
 大分空港陸走路は、自重や風向風速その他を考慮して十分な微速で徐行すること。

運航基準表

基準経路（大分港発着、別府湾周遊）

	変針点 位置	距離 海里・m	針路	所要 時間	速力	機関 回転数
起点	大分港発着場（浮揚開始）					
	大分港西大分泊地東岸 33-14.98N 131-35.57E 概位	0.15nm (278m)	<VAR>	1 分	VAR	1800 rpm
(FF)	大分港斜路軸線					
	西大分泊地内 33-14.91N 131-35.41E 概位	0.25nm (463m)	<VAR>	1 分	12Ks	1800 rpm
①	大分港西大分泊地防波堤					
	西大分泊地出入口 33-15.08N 131-35.19E 概位	2.7nm (5000m)	<000>	8 分	20Ks	1800 rpm
②	旧別府湾 4 号灯浮標位置					
	大分港西大分地区東防波堤灯台 から<000>2.7nm 33-17.80N 131-35.19E 概位	1.24nm (2304m)	<050>	4 分	20Ks	1800 rpm
③	別府湾反転位置					
	灯籠鼻から<163>2.4nm 33-18.6N 131-36.4E 概位	0.13nm (241m)	<VAR>	1 分	20ks	1800 rpm
④	別府湾反転位置付近					
	灯籠鼻から<163>2.5nm 33-18.6N 131-36.46E 概位					
⑤	別府湾反転位置付近					
	灯籠鼻から<165>2.5nm 33-18.55N 131-36.46E 概位	1.28nm <2363m>	<234>	4 分	20Ks	1800 rpm
②	旧別府湾 4 号灯浮標位置					
	大分港西大分地区東防波堤灯台 から<000>2.7nm 33-17.80N 131-35.19E 概位	2.7nm <5000m>	<000>	8 分	20Ks	1800 rpm
①	大分港西大分泊地防波堤					
	西大分泊地出入口 33-15.08N 131-35.19E 概位	0.25nm (463m)	<VAR>	1 分	12Ks	1800 rpm
(FF)	大分港斜路軸線					
	西大分泊地内 33-14.91N 131-35.41E 概位	0.15nm (278m)	<VAR>	1 分	VAR	1800 rpm

終点	大分港発着場（浮揚停止）					
	大分港西大分泊地東岸 33-14,98N 131-35.57E 概位					
合計		8.85nm <16390m>		29 分	18.31 Ks	

VAR:Various（状況に合わせて適宜 速力調整手段：推進プロペラ可変翼角

終点斜路登攀時の速力は、潮汐や自重さらに風向風速その他に合わせて調整すること。

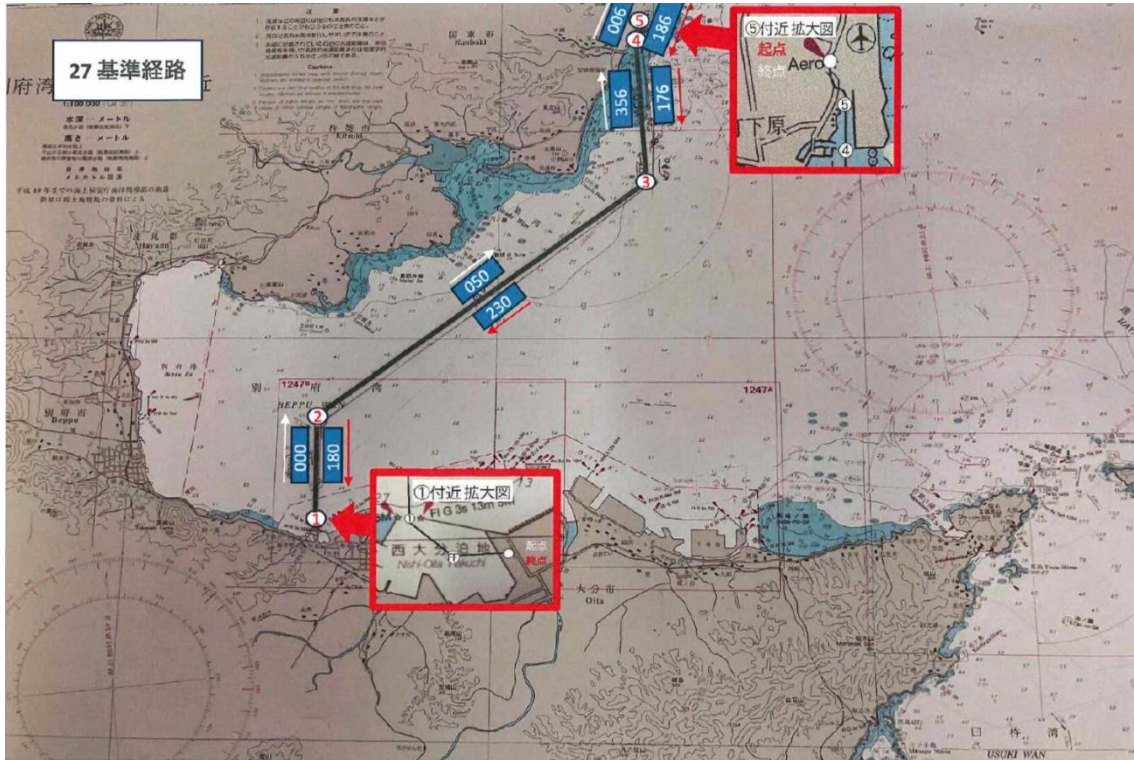
運航基準表

基準経路 (大分空港発着、大分空港周辺周遊)

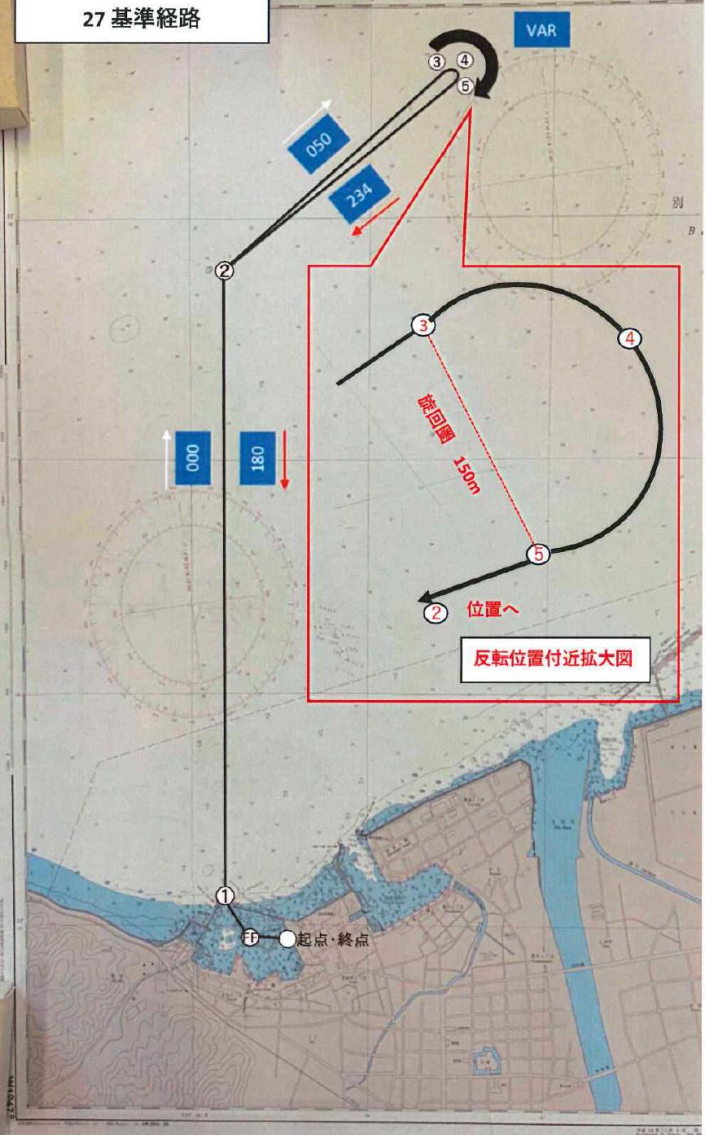
	変針点 位置	距離 海里・m	針路	所要 時間	速力	機関 回転数
起点	大分空港発着場（浮揚開始）					
	大分空港陸上玄関口南方 33-28.60N 131-44.00E 概位	0.30nm (550m)	<VAR>	5 分	VAR	1200 rpm
(FF)	大分空港斜路口中央					
	大分空港斜路口海岸線中央部 33-28.27N 131-44.05E 概位	0.35nm (648m)	<VAR>	1 分	20Ks	1800 rpm
①	大分空港滑走路南西端西沖					
	南西端から 〈270〉 0.05nm(100m) 33-27.90N 131-44.00E 概位	2.0nm (3704m)	<176>	4 分	20Ks ↓ 40Ks	1800 rpm
②	旋回位置（八の字旋回）					
	南西端から 〈176〉 2.0nm 33-25.90N 131-44.20E 概位	1.8nm (3333m)	<176>	4 分	40Ks ↓ 30Ks ↓ 0Ks	1800 rpm ↓ 750 rpm
③	大分空港反転位置					
	白石鼻から 〈098〉 1.9nm 33-24.12N 131-44.33E 概位	1.8nm (3333m)	<356>	4 分	0Ks ↓ 40Ks	750 rpm ↓ 1800 rpm
②	旋回位置（一点旋回）					
	反転位置から 〈356〉 2.0nm 33-25.90N 131-44.20E 概位	2.00nm (3704m)	<356>	4 分	40Ks ↓ 10Ks ↓ 40ks ↓ 20ks	1800 rpm
①	大分空港滑走路南西端西沖					
	南西端から 〈270〉 0.05nm 33-25.80N 131-43.60E 概位	0.35nm (648m)	VAR	2 分	20ks ↓ 12ks	1800 rpm
(FF)	大分空港斜路口中央					
	大分空港斜路口海岸線中央部 33-28.27N 131-44.05E 概位	0.30nm (550m)	VAR	5 分	VAR	1200 rpm
終点	大分空港発着場（浮揚停止）					
	大分空港陸上玄関口南方 33-28.60N 131-44.00E 概位					
合計		8.9nm (16470m)		30 分		

VAR:Various（状況に合わせて適宜 速力調整手段：推進プロペラ可変翼角

終点斜路登攀時の速力は、潮汐や自重さらに風向風速その他に合わせて調整すること。



27 基準経路



運航基準図（大分空港）

